

○四国中央市こども医療費助成条例

平成16年4月1日

条例第88号

改正 平成17年6月28日条例第30号

平成18年9月22日条例第41号

平成19年9月26日条例第37号

平成20年3月31日条例第28号

平成23年3月24日条例第4号

(題名改称)

平成24年3月23日条例第7号

平成27年3月26日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、こどもに係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病的早期発見及び治療の促進並びに子育て支援の充実を図り、もって子どもの保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(平23条例4・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「こども」とは、出生の日から満15歳に達する日以後における最初の3月末日までの間にある者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 四国中央市に住所を有する者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者を除く。)

(2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である者

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない者

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護するものをいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 国民健康保険法

(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療

養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、特別療養費及び高額介護合算療養費をいう。

- 5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額(他の法令等の規定に基づく医療費の給付がある場合で、規則で定める場合は、その額を控除した額)をいう。ただし、食事療養標準負担額及び障害児入所医療に係る利用者負担額(市町村民税非課税世帯に属するこどもに係る利用者負担額は除く。)は除く。
- 6 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法に規定する病院、診療所、薬局及び指定訪問看護事業所並びに保険者が特に認めたものをいう。

(平17条例30・平18条例41・平19条例37・平20条例28・平23条例4・平24条例7・平27条例9・一部改正)

(助成対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、保護者であって四国中央市に住所を有するものでなければならない。

(平23条例4・一部改正)

(助成)

第4条 市長は、助成対象者がこどもに係る保険給付につき一部負担金を負担する場合は、当該一部負担金に相当する額を助成するものとする。

(平17条例30・平19条例37・平23条例4・平27条例9・一部改正)

(助成制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、同条の保険給付につき、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償が行われるときは、その限度において助成しないものとする。

(平17条例30・旧第6条繰上、平23条例4・一部改正)

(助成の方法)

第6条 こどもに係る医療費の助成は、第4条に規定する一部負担金に相当する額を保険医療機関等に支払うことによって行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき支払うことにより、同項の医療費の助成を行うことができる。
- 3 前項に規定する申請は、保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して2年以内にしなければならない。

(平17条例30・旧第7条繰上、平20条例28・平23条例4・平27条例9・一部改正)

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為により第4条の規定による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平17条例30・旧第8条繰上、平23条例4・一部改正)

(権利の保護)

第8条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(平17条例30・旧第9条繰上)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例30・旧第10条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の川之江市乳幼児医療費助成条例(昭和48年川之江市条例第1号)、伊予三島市乳幼児医療費助成条例(昭和48年伊予三島市条例第4号)、土居町乳幼児医療費助成条例(昭和60年土居町条例第13号)又は新宮村乳幼児医療費助成条例(昭和48年新宮村条例第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年6月28日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四国中央市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた診療分について適用し、同日前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月22日条例第41号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年9月26日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第2条第3項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、平成20年1月1日以後に受けた診療分について適用し、同日前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月31日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の四国中央市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた診療分について適用し、同日前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月24日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の四国中央市こども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた診療分について適用し、同日前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月23日条例第7号)抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の四国中央市こども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた診療分について適用し、施行日前に受けた診療分については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に受けた診療分(この条例による改正前の第2条第3項に規定する児童に係るものに限る。)に係る医療費の助成については、この条例による改正前の第6条第3項及び第4項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。